

**環境保全型農業直接支払交付金
佐賀県 中間年評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2019」(R1～R10)の推進項目において「安全・安心な農産物の生産システムの推進」を目標に、環境負荷が小さく持続性の高い環境保全型農業の推進を掲げている。

また、「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」では環境への配慮として、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を掲げている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		14	14	13	
実施件数		43	41	39	
交付額計(千円)		21,918	19,585	18,962	
実施面積計(ha)		301	280	289	
取組別実績	有機農業	実施件数	18	19	18
		実施面積(ha)	78	70	63
		交付額(千円)	6,226	8,368	7,653
	堆肥の施用	実施件数	0	0	0
		実施面積(ha)	0	0	0
		交付額(千円)	0	0	0
	カバークロップ	実施件数	25	20	19
		実施面積(ha)	169	140	116
		交付額(千円)	13,558	8,405	6,952
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積(ha)	0	0	0
		交付額(千円)	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0
		実施面積(ha)	0	0	0
		交付額(千円)	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	0	3	3
		実施面積(ha)	0	9	9
		交付額(千円)	0	275	266
長期中干し	実施件数	0	0	0	
	実施面積(ha)	0	0	0	
	交付額(千円)	0	0	0	
秋耕	実施件数	0	0	0	

	実施面積 (ha)	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0
地域特認取組 冬期湛水管理	実施件数	3	2	4
	実施面積 (ha)	21	22	48
	交付額 (千円)	952	962	1,987
地域特認取組 総合的病虫害・雑草管理 (IPM)	実施件数	1	1	2
	実施面積 (ha)	24	39	53
	交付額 (千円)	960	1,574	2,104
地域特認取組 大豆の不耕起播種	実施件数	3	-	-
	実施面積 (ha)	9	-	-
	交付額 (千円)	222	-	-

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	0	1	1
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	0	1
	先駆的農業者等による技術指導	0	3	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	9	8	7
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	3	3	5
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	2	1	1
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	1	1
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	18	18	18
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	4	3
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	2	1

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
-	-	-	-

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	有機質肥料施用、畦補強等実施 8,000円/10a 有機質肥料施用、畦補強等未実施 7,000円/10a 有機質肥料未施用、畦補強等実施 5,000円/10a 有機質肥料未施用、畦補強等未実施 4,000円/10a
総合的病害虫・雑草管理(IPM)	取組の概要	利用可能なあらゆる防除技術を検討して、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じることで化学農薬の使用量を低減し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
なし	県全域	化学合成農薬の3割の特例を設置(露地栽培に限る)
ぶどう (巨峰に限る)	県全域	化学合成農薬の3割の特例を設置(露地栽培に限る)

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
-	-
-	-

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に県内の本事業取組農業者の10名を対象に営農実態を調査し、国に報告した。国では全国の調査結

果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果を中間年評価として示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

これらの取組の面積は令和元年度の122haから令和3年度には164haに増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られており、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

【令和3年度調査結果の概略】

調査結果については、アシナガグモなどの指標生物は、有機農業ほ場が慣行栽培ほ場に比べ、個体数が多く、また面的にまとまりが大きい地域のほ場では、より多かった。（サンプル数が少なかったことより（n=2）、検定による有意差はなし）

国の調査結果においても同様の傾向であり、面的にまとまりをもって有機農業などの環境保全型農業に取組むことで生物多様性保全効果が向上することが伺われた。

3 その他の効果

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

※Ⅰ～Ⅲを踏まえた令和4年度時点での第2期対策の総合評価及び課題について記載

県内の取組面積は令和元年度と比較して、地球温暖化防止に効果の高い営農活動の取組は68ha減少（73.4%）している一方で、生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組は41ha（133.8%）増加しており県内で着実に推進されている。

地球温暖化防止効果に効果の高い営農活動が減少した要因としては、人手不足による労力不足のためカバークロープの取組み面積が減少したことが挙げられる。一方、生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組では、IPMや冬期湛水管理が比較的労力負担が少ないことから、他の取組からの転換により面積が増加したことが考えられる。

また、九州管内の取組が進んでいる県（耕地面積当たりの取組割合が比較的高い県）の状況と比較したところ、他県では堆肥の施用の取組が増加している一方、本県では取組がほとんど行われていない。地球温暖化防止に効果の高い営農活動の取組の推進および化学肥料価格の高騰状況に対応するために、堆肥の施用の取組を推進する必要がある。

「佐賀県「食」と「農」の振興計画2019」及び「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」で掲げ

た持続性の高い環境保全型農業の推進に向け、①県内各地域の栽培条件や作物に応じたカバーク
ロップや堆肥の施用、IPM などの化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及②有機農産物を
はじめとした環境保全型農業の農産物のさらなる PR や販路拡大への取組が課題となっている。

2. 今後の方針

※上記評価を踏まえた今後の取組方針について記載

持続性の高い環境保全型農業の推進に向けた課題①県内各地域の栽培条件や作物に応じた化学
肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及および②農産物のさらなる PR や販路拡大への取組に
ついての取組方針は以下のとおりである。

① 県内各地域の栽培条件や作物に応じた化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及

カバークroppと有機農業は県内の取組面積が大きく、また地域特認の中では IPM の取組面積
が大きいことから、農業者の要望も大きいと考えられるため、引き続き推進していく。

カバークroppについては、水稻裏作の遊休地を活用しながらの環境保全型農業の取組として、
米を基幹作物とする本県の実状に即しているが、すき込みの労力負担が大きいことや、窒素固定
能力の高いレンゲの種子価格が上昇していること、交付単価の変更（令和元年度 8,000 円/10a→
令和 2 年度～6,000 円/10a）から取組が減少傾向にある。

そのため、今後は労力負担を軽減する技術の開発・普及や掛り増し経費に見合う交付金の単価
見直しについて要望していく必要がある。

堆肥の施用の取組については、推進が進まなかった理由として、運搬・散布の労力面や機械・導
入のコスト面・品質や数量が不安定であることがあげられるため、ペレット堆肥加工施設整備の
支援や堆肥散布機の導入支援など良質堆肥の生産および堆肥の利活用促進とともに本交付金の活
用推進を図っていく。

有機農業については、農業者の技術習得や作業負担が取組拡大への支障の一つとなっているこ
とから、県として技術情報の発信や普及を今後とも進めていく。

② 有機農産物をはじめとした環境保全型農業の農産物のさらなる PR や販路拡大への取組

生産された農産物のさらなる PR や販路拡大のために、県ホームページにおける PR 内容の充実
や有機 JAS 認証に係る申請料の助成などを行っていく。また、カバークropp等の温室効果ガス
の削減量を一般の生活の中での温室効果ガス発生量と比較することや面的なまとまりをもって有
機農業などの取組を行うことで生物多様性保全効果が向上することを一般県民にもわかりやすい
形で本制度の取組効果として提示していく。

また、令和 4 年度からは農業者による「みどりのチェックシート」の取組が環境直接支払制度
の要件として組み込まれることから、適正な農業生産工程管理と環境直接支払の両輪で継続的な
環境保全型農業ができるよう推進を図っていく。

